

越知町「地域おこし協力隊」募集要項

越知町は高知県中西部の山間地にあり、日本一の清流、仁淀川がその山あいを流れる“水と緑”の豊かな町です。この豊かな自然を活かした地域の活性化を目指して、山里の露地野菜の販売促進から6次産業化、空き家・空き店舗の活用、森・川の魅力を楽しむ体験型観光を推進する取り組みを進めています。

これらの取り組みに積極的に関わり、地域課題の解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域づくり及び新たな視点による地域資源を活用した地域活力の更なる向上へ繋げるとともに、越知町に定住し、起業又は就業を希望する「地域おこし協力隊」隊員を募集します。

1. 募集人員

地域おこし協力隊 2名

2. 業務内容

【共通事項】協力隊員同士で連携し、越知町の活性化のために活動を行うこと

①【町の資源（木材等）を活用した手工芸品の開発に取り組む協力隊】 1名

- ・町産材を活用した手工芸による特産品の開発
- ・ウッドスタート事業の推進
- ・手工芸品を通じた町の資源のPR
- ・上記業務を活かした起業、就業に関する活動

②【農業（山椒栽培）の振興に取り組む協力隊】 1名

- ・山椒栽培の担い手として活動する
- ・農業研修等を活用し作物全般について学び、農業の担い手として活動する
- ・上記業務を活かした就農または就業に関する活動

3. 募集対象

①都市地域に住民票を置いている方で、越知町に住民票を異動し、移住のできる方。

※現在のお住まいが都市地域（過疎地域以外）に該当するかどうかについては、お問い合わせください。

②心身ともに健康で、この活動に意欲と情熱を持って参加できる方。

③地域になじむ意思があり、住民と共に地域活動に取り組む意欲のある方。

④普通自動車運転免許証を取得している方。

⑤パソコンを使って文書の作成や表計算、電子メール等ができる方。

⑥【町の資源（木材等）を活用した手工芸品の開発に取り組む協力隊】は、手工芸品の制作経験者とする。

⑦地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない方。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

4. 勤務時間

勤務日は原則として週4日間。1日の勤務時間は8時30分から16時45分（休憩1時間）。ただし、業務内容により変更も有り。時間外勤務については振替対応とする。

5. 期間等

- ・越知町長が委嘱する。
- ・期間は着任日から令和5年3月31日。
（任期の始期は隊員の都合により調整可能とする。）
（次年度の委嘱に関しては双方協議のうえ決定する。最長3年間）

6. 応募手続

①申込受付期間

随時受付

②提出書類（提出書類については返却しません）

- ・越知町会計年度任用職員（地域おこし協力隊）応募用紙（別添もしくは町のホームページからダウンロード）
- ・地域おこし協力隊として活動していく意気込みを、希望するミッションにも関連付けて1,000字ほどでレポートを作成し、提出してください。用紙はA4で書式は自由です。
- ・住民票
- ・【町の資源（木材等）を活用した手工芸品の開発に取り組む協力隊】への応募の場合は、手掛けた作品がわかる資料をご提出ください。

③提出方法

郵送または持参（持参される方は前もってお問い合わせください）

④提出先

越知町役場 企画課

7. 選考の流れ

①第1次選考

- ・書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考

- ・第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施し、隊員を決定します。
- ・第2次選考の詳細な日時等は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
- ・第2次選考実施会場までの交通費等は応募者の負担となります。

8. 待遇等

①報酬は月額 165,094 円～とする。（※スキルや経験等を考慮し決定します。）

②賞与・通勤手当あり。

※時間外手当・退職手当等の支給はありません。

③社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入。

④年次休暇については労働基準法等関係法令による。

⑤住宅は越知町内で無償貸与。

⑥勤務時間中は、活動に必要な自動車とパソコン、事務用品は町が貸与します。

⑦業務に要する経費や業務に要する資格取得などの経費は予算の範囲内において町が負担します。

※活動車両は町が負担しますが、休日等の自家用車は各自手配してください。

⑧副業は業務に支障のない範囲で認めます。

9. その他

・募集に関する質問は、電子メールまたはファックスにて行ってください。

・質問者には「地域おこし協力隊応募に係る質問事項について」と見出しを付して「質問内容」の他、「住所」、「氏名」、「返信・返信先」を明記してください。

・質問に対する回答は、電子メールまたはファックスで回答を行います。

10. 応募・お問い合わせ先

〒781-1301 高知県高岡郡越知町越知甲 1970 番地

越知町役場 企画課

電話 0889-26-1164 ファックス 0889-26-0600

E-Mail : kikaku@town.ochi.lg.jp

詳しくは、町ホームページ <http://www.town.ochi.kochi.jp/>